

4月から成年年齢が「18歳」になります!

消費者トラブルにご注意を! ~18歳で契約が可能に~

法律(民法)の改正により4月1日から成年年齢が「20歳」から「18歳」に引き下げられます。

成年年齢の引下げによって、親の同意がなくても、以下のとおり多くの契約ができるようになります。



18歳(成年)になったら契約できること

●クレジットカードを作る



クレジットカードは、支払いの際に一旦立て替えてもらい、後でお金を払うしくみです。使いすぎると後日請求時に支払えなくなります。

注意!

●車などを購入する際にローンを組める(借金ができる)



元金の返済に加えて、利息を払うため、より多くのお金を支払うことになります。返済が可能か、計画的に利用することが重要です。

注意!

●自分で部屋を借りられる



アパート退去時の敷金(※)をめぐり、借りる前の状態に戻す原状回復の費用で、トラブルが多いため慎重に契約しましょう。

※敷金…退去時に原状回復のためなどに使われる。使われなかったお金は退去時に戻る。

注意!

●携帯電話を購入する



サービス内容をよく確認し契約しましょう。

注意!

成年になると、未成年者取消権が行使できません!

未成年者が親権者などの同意を得ずに契約した場合は、原則として「未成年者取消権」によって取り消しすることができます。成年以降の契約は、「未成年者取消権」の行使ができないため、成年となった直後の若者は、悪質業者の標的になりやすく、消費者トラブルの増加が懸念されています。



消費者トラブルを防止するには

- 日頃から契約に関する知識や様々なルールを学び、必要な契約かどうか検討する力を身につけておく。
- 契約する際には、契約書をすみずみまで読んで問題がないか、きちんと支払いができるかを確認し責任をもって署名等を行う。
- 訪問販売、マルチ商法など特定の取引の場合に、一定期間であれば無条件で契約を解除できるクーリング・オフ制度があります。強引な勧誘を受け、契約をしてしまった場合などに利用できます。



～若者に多い消費者トラブル～

■簡単にもうかるという話は嘘です！



こんなケース

- 副業商法** ・「〇〇で簡単にもうかる」というインターネットの広告を見て、高額なマニュアルを購入したが、実際はもうからなかった。
- マルチ商法** ・友人から「高収入のバイトがある。新たに会員を増やせば紹介料が入り、利益を得られる。」と言われ自分が会員になり商品を購入したが、うまくいかず残ったのは、借金と売れ残り商品だけ。自分が勧誘した友人も離れていった。

アドバイス

- ・「簡単に稼げる」ことを強調する広告は安易に信じないようにしましょう。
- ・友人や先輩からの誘いをうのみにせず、不必要な契約はきっぱりと断りましょう。

■ネット広告のトラブル



こんなケース

- ネット通販** ・SNSの広告から誘導された通販サイトで、通常価格より大幅に安価なブランド商品を注文し代金を支払ったが、商品が届かない。または偽物が届いた。
- 定期購入** ・動画投稿サイトで「お試し500円」という広告を見てダイエットサプリメントを1回限りのつもりで注文した。商品が届き書類を確認すると、定期購入が条件であり、総額は25,000円だった。

アドバイス

- ・極端に安価で、サイト運営情報や日本語の表現が不自然、支払方法が銀行振込のみである場合など、少しでもおかしいと思ったら注意が必要です。
- ・「お試し価格・1回限り」と思ったら、本当は高額な定期購入の契約かもしれせん。

■美容医療サービス



こんなケース

- ・「10万円全身脱毛」の広告を見たが、実際は70万円の高額コースを勧められた。解約したい。

アドバイス

- ・その場で契約や施術をしないようにしましょう。
- ・クレジット契約など分割払いを勧められますが、「お金がない」なら「契約しない」ときっぱり断りましょう。

一人で悩まず、
気軽に

上三川町消費生活センターへご相談ください



Q1 どのような内容を相談できますか？

様々な悪質商法、製品事故、事業者との間の契約トラブル、多重債務、商品への不適切な表示など、消費にかかわる相談や、苦情・問い合わせなどを受け付けています。

被害にあった場合だけでなく、消費生活で困ったときは迷わずお気軽にご相談ください。

Q2 料金はかかりますか？また、秘密は守られますか？

相談は無料です。相談の内容や個人情報など秘密は守られるので安心して相談してください。

▼受付時間＝月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

午前9時～正午・午後1時～4時

▼問い合わせ先＝上三川町消費生活センター（上三川町役場1階 地域生活課内）相談専用電話番号 ☎669153

消費生活センター
消費者ホットライン188でもつながります。

